

[事案 28-221] 契約貸付無効請求

・平成 29 年 5 月 11 日 裁定打切り

<事案の概要>

契約貸付が申立人に無断で行われたことを理由に、契約貸付を無効とし、返済した貸付金および利息の返金を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 8 年 8 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約貸付を無効とし、返済した貸付金および利息を返金してほしい。

- (1)平成 15 年 12 月から平成 16 年 10 月までの間に 3 回、カードを利用してなされた貸付（以下「貸付①」）は、無断で発行されたカードが利用された。
- (2)平成 17 年 3 月に契約貸付申込書および契約貸付請求書に基づいてなされた貸付（以下「貸付②」）は、元配偶者が各書類を偽造し行った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)平成 7 年当時、カード発行に係る申込書には届出印による押印および本人確認書類として運転免許証、健康保険被保険者証等の提出が必要であり、発行手続きは、申立人の意思に基づいて行われた。また、カードの利用には、届出の暗証番号の入力が必要であるから、カードを利用した貸付①は、申立人または申立人から委任を受けた第三者が行ったものと考えられる。
- (2)貸付②の際に提出された契約貸付申込書等には、申立人の届出印と同一の印章による印影が認められ、契約申込書等は、申立人の意思に基づいて作成されたものであることが推定されるので、貸付②は、申立人の意思に基づいて行われたものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、カードの利用申込み、保管・利用状況、契約貸付請求書等の作成状況等を確認するため、申立人および各貸付当時の担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、本件において的確な事実確認を行い、適正に解決するためには、裁判所における訴訟手続によることが相当であることから、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)カードの発行が申立人の意思に基づいていたか否かの判断は、まず、カード発行の申込書の検討が必要だが、保険会社の保管期間の関係で廃棄済みのため、確認することはできなかった。そうすると、この点の判断には、手続に関与した可能性がある元配偶者の事情聴取が不可欠といえるが、裁定手続には、第三者からの聴取を実施する手続は備わっていないため、当審査会において、貸付①の効力を判断することはできない。
- (2)申立人は、契約貸付申込書等の記載は元配偶者の筆跡であると主張するが、申立人の筆跡と比較し、一見して申立人の筆跡と明らかに異なるとまでは認められないため、筆跡鑑定による判断を要する。しかし、裁定手続には筆跡鑑定の手続はないので、申込書等の記入

が誰の筆跡かについて明らかにすることはできない。そして、仮に元配偶者の筆跡であったとしても、貸付②の手続には、元配偶者が保管していた契約の届出印等が使用されていることを踏まえると、元配偶者が申立人に代わって契約貸付の請求をする権限があったか否か、また、元配偶者にその権限がなかったとしても、保険会社が元配偶者に権限があると判断したことが相当といえるか否かを検討する必要がある、それには、元配偶者からの事情聴取も必要といえるが、前記のとおり、裁定手続には第三者からの聴取を実施する手続は備わっていないため、当審査会において、貸付②の効力も判断することはできない。